

令和6年（ワ）第5849号 地位確認等請求事件

原告 松竹 伸幸

被告 日本共産党

意見陳述要旨

2025（令和7）年9月22日

東京地方裁判所民事第37部甲合議E係 御中

原告 松 竹 伸 幸

意見陳述の機会を与えて頂き、ありがとうございます。

原告側は、前定期日に提出した準備書面において、私の除名処分にかかわる2024年1月の第29回党大会における再審査手続を問題にし、それが違法であることを訴えました。今回の期日に提出している第11準備書面では、前回指摘した再審査手続の違法性はそれに止まるものではなく、23年2月の除名処分決定の違法・無効をみちびくことを主張しています。私の意見陳述は、この主張が原告自身の体験からも裏付けられることを述べるものです。

1 できるならば共産党を相手の裁判はしたくなかったから

私を処分するための共産党京都南地区委員会、京都府委員会の合同調査は、23年2月2日に行われました。その日の調査終了の時点で、地区委員長より、私は除名処分に該当すること、3日後の5日にそのための会議が開かれることを告げられました。

その時の私は、矛盾した心理状態にありました。できることなら、自分が半世紀を過ごした党を相手に裁判などしたくなかった。同時に、自分は誰よりも党を愛し、その党の発展のために、党職員時代は仕事として、ヒラ黨員になってからも現場から、党に対して各種の提言をしてきたという自負があります。自分が共産黨員ではないという現実を受け入れられません。だから、その党に残るためには、地位確認の訴訟をするしかなかった。

当初は、そう思い込んでいたのに、あらためて規約を確認すると、裁判をしないで済む方法があったのです。共産党の規約にそれが書いてあった。55条にこうあります。

「処分をうけた黨員は、その処分に不服であるならば、処分を決定した党組織に再審査をもとめ、また、上級の機関に訴えることができる。被除名者が処分に不服な場合は、中央委員会および党大会に再審査をもとめることができる。」

2 除名された翌日に再審査を求めることを表明した

そうです。除名処分だけは特別に扱われています。除名に不服ならば、中央委員会と大会に再審査を求めることができますのです。私の愛する共産党は、地区委員会が除名を決めても、党大会で覆せる道を残しておいてくれた。だから私は、翌日の午後に実施された日本記者クラブの会見で、再審査を要求する決意を述べました。

その日の午後4時、共産党の定例の会見が国会で開かれ、小池書記局長が出席します。私の会見を取材したある新聞の記者が、そのまま国会に移動し、私が再審査を求めると表明したことについて、小池氏の見解を問いました。

小池氏は当初、何を問われているか理解できなかったようです。YouTube 動画が残っていますが、「再審査というようなものはありません」と答えました。そこで記者が、先ほどの規約の条文を読み上げ、「この再審査のことだが」と聞き直し、ようやく小池氏は「規約にある再審査ならそういうことでしょう」と応じるようになります。

3 半世紀以上、再審査が実施された事例はなかった

小池氏が再審査のことを知らなかったのは当然です。再審査のことは規約には書かれていますが、小池氏や私程度の党員人生のなかでは、再審査が実施された事例が1つもなかったのです。

すでに証拠として提出していますが、党大会での再審査が実施されたのは、1958年の第7回大会、1970年の第11回大会のみです。私は74年に入党しましたが、それ以降の半世紀近い期間、党大会では再審査は議題にもなっていないのです。

そこで私は、再審査を求める身として、この問題をいろいろ調べました。その結果、現在の党規約の規定と同じ水準の規定、すなわちいくつかある処分のうち、除名に限っては党大会および中央委員会に再審査を求めることができると決めたのは、1982年の第16回大会だと分かりました。

4 除名は他の処分とは異なり「重大問題」だから

この大会では、すでに証拠として提出していますが、改正理由をこう説明しています。

「現行の条文では、……処分をうけた党員と被除名者が同列に扱われているが改正案はこの両者の扱いを区別しようとするものである。

被除名者の再審査申し立ては、除名という重大問題にかかわるものであ」(る)。

そうなのです。除名は「重大問題」なのです。だから、機関罷免や権利停止など他の処分と同列に扱ってはいけないと考えた。除名に限っては、本人の申し立てがあれば、規約上の『最高機関』である党大会での再審査の結果次第で、原組織の決定を覆すことができるようにしたのです。

今回の原告準備書面は、法的な側面から、再審査の手続の適正さが除名処分の

効力の有無の判断に影響を与えることを主張するものです。同時に私は、82年の党規約改正で理由とされたことは、政治的な側面から同じことを論証していると感じます。半世紀にわたる党員人生の体験者としてそう思います。

5 当時、共産党は袴田裁判で除名の正当性を主張していた

他党のことは詳しく知りませんが、共産党員は自分の人生を党に捧げる覚悟で入党します。私も同じでした。ですから、除名処分は党員の人生を丸ごと奪うものであり、他の処分と異なる意味を持ちます。だからこそ、共産党における除名処分は、除名された党員からの反発も半端ではなく、政治的社会的にも問題になってきました。

ちょうど1977年、袴田里見副委員長が除名され裁判になって大問題になり、戦前からの党幹部に対する冷たい意仕打ちとして世論も騒ぎ、83年には、その第一審判決が予定されていました。82年の党規約改正は、その前年に行われたものです。共産党は、この裁判で政党の除名処分に裁判権は及ばないと主張しており、みずから自律的に行う除名処分の手続の公正さをアピールする必要に迫られていました。

そこで、82年の党大会で先ほどのような規約改正を行ったのです。除名の場合だけは除名された本人が求める場合は党大会での再審査を必須のものとすることで、部分社会論の枠内ではあれ、除名に民主的な手続を持たせるために努力している姿を、裁判所と社会に向かって示したのだと思います。

それが1982年の規約改正の理由の政治的背景にあることです。

6 再審査のための会議を開いたとして最大で105分しかなかった

ところが、前回期日の準備書面で主張した通り、党大会での再審査の手続は違法、無効なものでした。今回、被告の準備書面（2）を再読していて、見落としに気づいたので、1つだけ追加的に述べておきます。

この準備書面の第2の4「再審査に係る手続について」を見ると、第29回党大会1日目の冒頭に大会幹部団が選出されています。また、『再審査請求書』を党大会として受理し、大会幹部団として審査することを決定した」のは、2日目とされています。その上でこう書かれています。

「同日（2日目のことです）、大会幹部団は、大会幹部団全員に『再審査請求書』を配布し、大会幹部団会議において時間をかけ、慎重に審査した結果、本件除名処分は党規約に基づいて適正に行われており、『再審査請求書』での原告の主張は、除名処分の理由を覆すものではないことを確認し、そのことを踏まえて再審査『請求』を却下するとの決定を行った。」

つまり、私の再審査は、大会2日目に大会幹部団が実施することが決まり、その日のうちに決定が行われたということです。わずか1日です。しかも、共産党が公表した「大会日誌」によると、大会2日目の議事は10時に始まり、17時

12分には大会幹部団から代議員に対して再審査の報告がされています。ということは、「再審査請求書」が大会幹部団に10時に配布されたとして、決定までには約7時間しかなかったということです。さらに、同じ「大会日誌」によると、休憩時間はお昼頃に昼食を兼ねて74分、午後に31分、合計で105分しかありません。

これでどうやって、私の再審査請求書を読んだ上に、「時間をかけ、慎重に審査した」と言えるのでしょうか。

7 大会議事を進行させつつ、どうやって再審査請求書を読み審査できたのか

私の再審査請求書はⅣ部に分かれています。第Ⅰ部は7万6000字で書記局への手紙を含めると合計8万字あります。第Ⅱ部は12万字、第Ⅲ部と第Ⅳ部はそれぞれ2000字程度ですが、いずれにせよ、合計で20万字を超え、本にすると2冊分あります。

大会幹部団の能力は優れているのですが、いくらそうでも1時間ちょっとで読めるようなものではありません。もしかして休憩時間以外に時間をとったのかもしれませんが、それも考えられない。なぜなら、「大会日誌」では、大会で設置された別の委員会である資格審査委員会、役員選考委員会については、何日目の何時から会議を開いたことが書かれているのに、大会幹部団だけはそういう記載がないのです。もしかしたら、一度も会議を開かないまま、私の再審査を却下したことさえ考えられるのです。

被告は「いや、大会の議事の7時間の間に内職して読んだのだ」と弁解するのかもしれませんが。そうだとすると、2冊分の本を読みとおすのは、凡人には簡単ではありません。しかも大会幹部団というのは、この7時間の間、ずっと壇上に座って、司会などを含む議事進行に責任を負っていますし、代議員の発言を注意深く聞くことによって、最終日に行われる「結語」の準備をするのです。私の再審査請求書に集中していると、大会幹部団としての責任を果たせないのです。

どう考えても、私の再審査は「時間をかけ、慎重に審査した」ものではありませんでした。違法、無効なものでした。したがって、私の除名自体も違法、無効なものと言わなければなりません。

裁判官の公正なご判断を期待して陳述を終わります。ありがとうございます。

以上